

# 令和元事務年度 法人税等の調査事績の概要

---

令和 2 年 1 1 月  
国 税 庁

## I 調査事績の概要

### 1 法人税等の調査事績・簡易な接触事績の概要

#### 2 トピックス

- ① 調査 1 件当たりの追徴税額が連年増加
- ② 納税者に対する 3 年間の接触率の合計 1 2 . 8 %

## II 主要な取組

### 1 消費税還付申告法人に対する取組

### 2 海外取引法人等に対する取組

### 3 無申告法人に対する取組

## III 参考計表

### 1 法人税・法人消費税等の調査事績

### 2 法人税・法人消費税等の調査事績《調査課所管法人》

### 3 源泉所得税等の調査事績

### 4 公益法人等の調査事績

# I 調査事績の概要

## 1 法人税等の調査事績の概要

～悪質な納税者には厳正な調査を実施する一方で、その他の納税者には簡易な接触も実施～

### <法人税・消費税>

#### (1) 調査事績の概要

令和元事務年度においては、あらゆる資料情報と提出された申告書等の分析・検討を行った結果、大口・悪質な不正計算等が想定される法人など、調査必要度の高い法人7万6千件について実地調査を実施しました。

その結果、申告漏れ所得金額は7,802億円、追徴税額は2,367億円となっています。

#### ○ 実地調査の状況

項目	事務年度等		前年対比
	平30	令元	
実地調査件数	千件 99	千件 76	% 77.1
申告漏れ所得金額	億円 13,813	億円 7,802	% 56.5
追徴税額 (法人税・消費税)	億円 2,743	億円 2,367	% 86.3

(注1) 令和元事務年度の調査事績は、平成31年2月1日から令和2年1月31日までの間に事業年度が終了した法人を対象に、令和元年7月から令和2年6月までの間に実施した調査に係るものを集計しています。

(注2) 追徴税額の法人税には、地方法人税及び加算税を含み、消費税には、地方消費税(譲渡割額)及び加算税を含みます。

#### (2) 簡易な接触事績の概要

申告内容に誤り等が想定される納税者等に対して、簡易な接触<sup>(注1)</sup>により、自発的な申告内容等の見直し要請を4万4千件実施しました。

その結果、申告漏れ所得金額は42億円、追徴税額は27億円となっています。

(注1) 簡易な接触とは、税務署において書面や電話による連絡や来署依頼による面接により、納税者に対して自発的な申告内容の見直しなどを要請するものです。

#### ○ 簡易な接触の状況

項目	事務年度等		前年対比
	平30	令元	
簡易な接触件数	千件 43	千件 44	% 102.4
申告漏れ所得金額	億円 44	億円 42	% 96.6
追徴税額 (法人税・消費税)	億円 40	億円 27	% 68.7

(注2) 令和元事務年度の簡易な接触事績は、平成31年2月1日から令和2年1月31日までの間に事業年度が終了した法人を対象に、令和元年7月から令和2年6月までの間に税務署において実施した簡易な接触に係るものを集計しています。

### <源泉所得税>

#### (1) 調査事績の概要

実地調査の件数は9万件(前事務年度11万6千件)であり、源泉所得税等の非違があった件数は2万9千件(前事務年度3万6千件)、追徴税額は296億円(前事務年度370億円)となっています。

(注1) 令和元年7月から令和2年6月までの間に処理を終了した調査に係るものを集計しています。

(注2) 追徴税額には、復興特別所得税及び加算税を含みます。

#### (2) 簡易な接触事績の概要

簡易な接触の件数は13万9千件(前事務年度17万8千件)であり、追徴税額は70億円(前事務年度83億円)となっています。

(注) 令和元年7月から令和2年6月までの間に処理を終了した簡易な接触に係るものを集計しています。

## 2 トピックス①

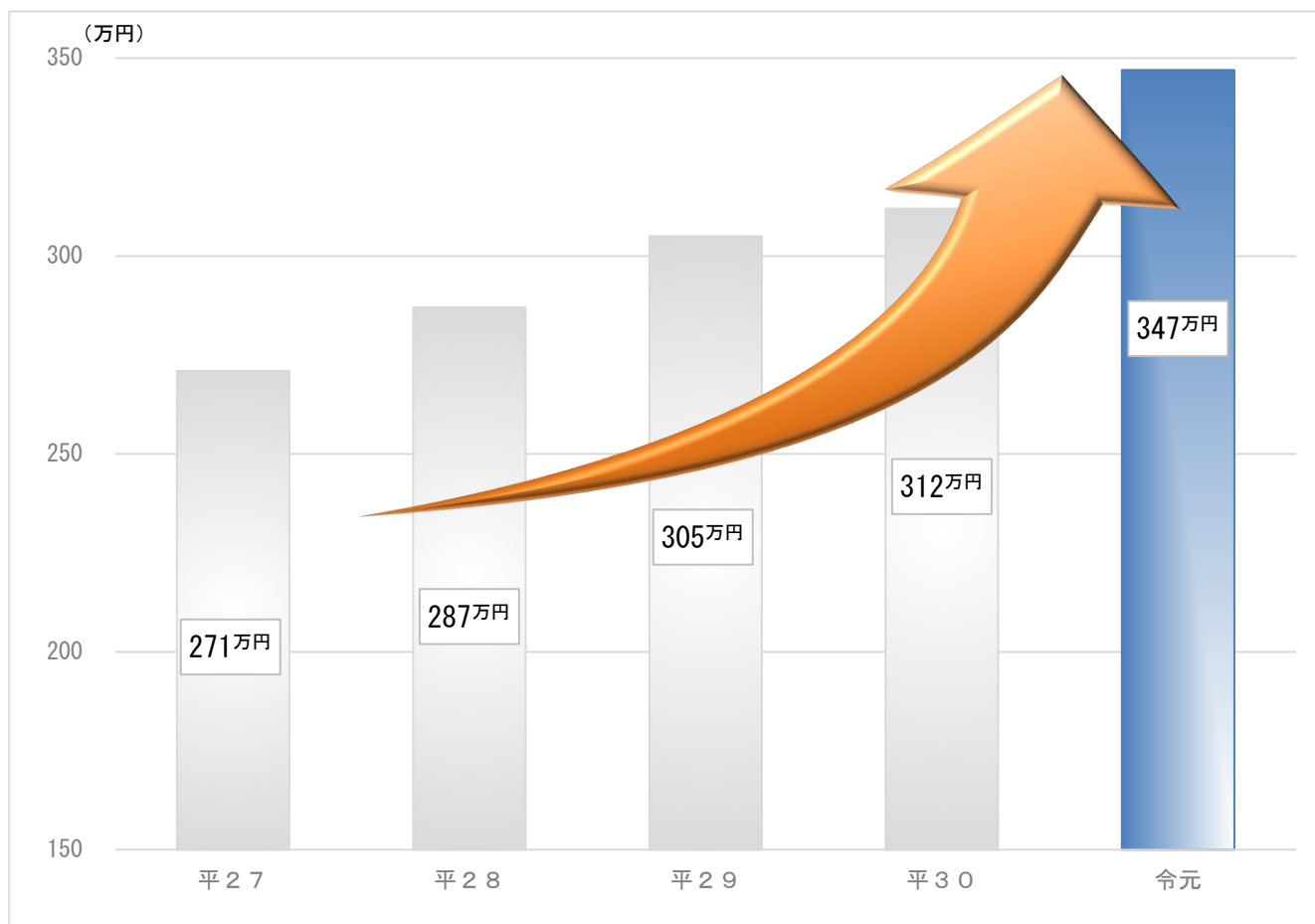
調査必要度の高い法人を的確に絞り込み

厳正な調査を実施

調査 1 件当たりの追徴税額が  
連年増加

国税庁では、データベースに蓄積された申告事績や法定調書のほか、税務職員が独自に収集した資料情報等から分析・検討を行い、不正に税金の負担を逃れようとする悪質な納税者等を的確に抽出するとともに、適切な調査体制を編成し、厳正な調査を実施しています。

### ○ 調査 1 件当たりの追徴税額の状況



※ 調査 1 件当たりの追徴税額は、法人税・消費税・源泉所得税の各実地調査 1 件当たりの追徴税額（本税及び加算税）を合計しています。  
（Ⅲ 参考計表 1 法人税・法人消費税等の調査事績 別表 1 「11 欄」及び別表 3 「6 欄」並びに 3 源泉所得税等の調査事績 別表 1 「7 欄」の合計。）

納税者の税務コンプライアンス  
維持・向上に向けた取組

納税者に対する

3年間の接触率の合計 12.8%

※ 接触率は、税務署所管法人数を分母として、税務署において実施した実地調査件数と簡易な接触（法人税・消費税）による接触件数の合計を分子として計算しています。

○ あらゆる資料情報を収集し、様々な角度から納税者の事業実態や申告書等の内容について分析・検討

～システムを活用した調査選定、資料情報の効果的な収集体制を整備～

国税庁では、データベースに蓄積された法人税等の申告内容や事業者から法令に基づいて提出された支払調書をはじめとする各種資料情報を分析するなど、調査選定等にシステムを活用しています。



申告書の内容に誤り等を把握

申告書の提出がない法人を把握

大口・悪質な不正計算等が  
想定される法人を把握

簡易な接触

「簡易な接触」により自発的な申告書の提出を要請

書面照会

電話照会

署内調査



自発的な申告書の提出

実地調査

適切な調査体制を編成し、厳正な調査



PCの調査



帳簿等の調査



工場・支店等の調査

申告内容に誤りがある場合は、修正申告を勧奨

○簡易な接触事績の状況（3年計）<sup>（注）</sup>

	接触件数	申告漏れ所得金額	追徴税額
法人税・消費税	128千件	138億円	101億円

注：平成29事務年度から令和元事務年度までを累計しています。

## Ⅱ 主要な取組

### 1 消費税還付申告法人に対する取組

# 消費税還付申告法人に対し、 213億円を追徴 (うち、不正還付25億円)

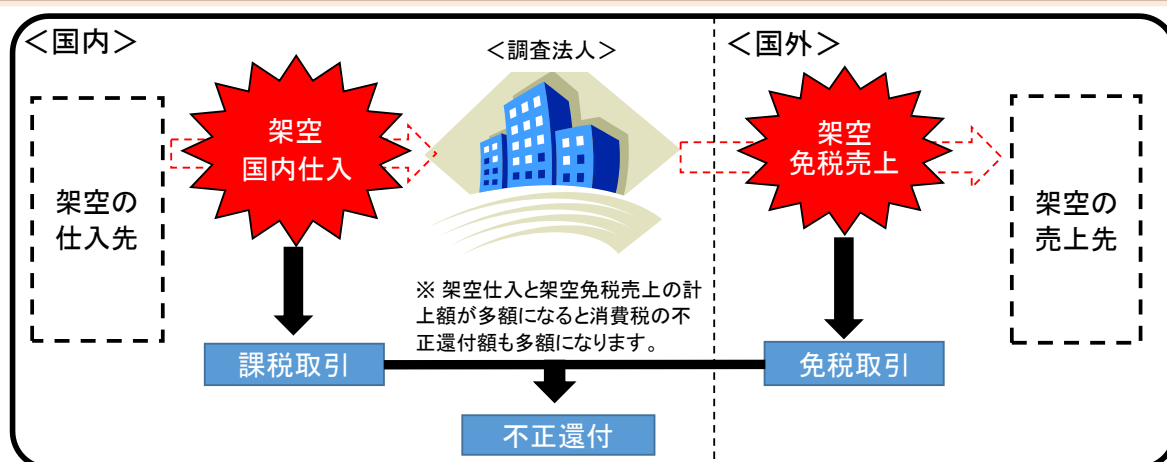
消費税の不正還付は、いわば国庫金の詐取ともいえる  
悪質性が高い行為であるため、特に厳正な調査を実施

※ 黒枠内の数字は、令和元事務年度の調査実績（消費税の追徴税額）を集計しています。

#### <主な不正の窓口>

～消費税の適正課税の確保のため、十分な申告書の審査と調査を実施～

調査法人は、取引実態がないにもかかわらず、国内での仕入を装い架空仕入（課税仕入）を計上するとともに、国外への販売を装い架空免税売上（免税取引）を計上する方法により、多額の消費税還付金を記載した消費税の確定申告書を提出し、不正に消費税の還付を受けていました。



※ 事業者が国内で商品を仕入れる際には、消費税が課されますが（課税取引）、国外に商品を販売（輸出）する際には、消費税が免除（免税取引）されます。事業者は売上げに係る消費税から仕入れに係る消費税を控除してマイナスとなった場合は、消費税の申告を行うことで仕入れに係る消費税の還付を受けることができます。

#### <主な調査事例>

	不正内容	不正還付税額
①	国外への販売を装うため、他人名義の輸出に関する書類を流用し、架空の輸出売上（免税取引）を計上するとともに、架空の国内仕入（課税取引）を計上	約2億円
②	輸出物品販売場 <sup>(注)</sup> で実際に店舗に来ていない外国人のパスポートを流用し、国内事業者に対する売上（課税取引）を外国人旅行者へ販売した（免税取引）ように装い課税売上が免税売上に計上 (輸出物品販売場(いわゆる免税店)を営業者が、外国人旅行者などの非居住者に対して免税対象物品を一定の方法で販売する場合には、消費税が免除されます。)	約1億円
③	高額な固定資産の購入を装い架空の課税取引を計上	約1億円

(注) 輸出物品販売場において、これまで書面により行われていた購入記録票の作成等の手続が廃止され、令和2年4月1日以後、事業者は、購入記録情報（購入者（非居住者）から提供を受けた旅券等に記載された情報及び購入の事実を記録した情報）を、インターネット回線等により、国税庁へ電子的に送信することになっています（経過措置として令和3年9月30日まで従来の書面による手続も可能です。）。

## Ⅱ 主要な取組

### 2-1 海外取引法人等に対する取組（法人税）

# 海外取引に係る申告漏れ所得、 2,411億円を把握

増加する輸出入取引や海外投資を行う法人については、  
課税上の問題点を幅広く把握し、厳正な調査を実施

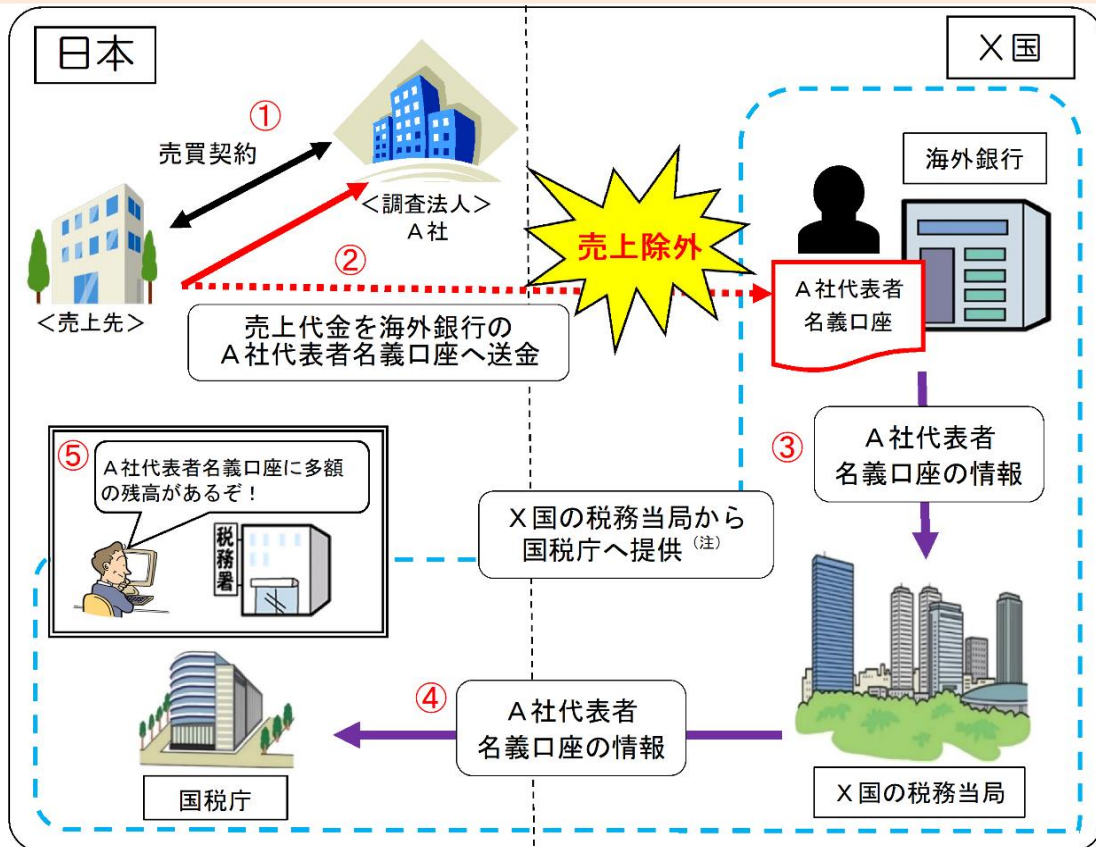
※ 黒枠内の数字は、令和元事務年度の調査事績を集計しています。

<主な不正の手口>

～外国税務当局からの金融口座情報の提供で取引の全貌を解明～

調査法人A社は、売却代金を海外銀行で保有するA社の代表者名義口座に入金させる方法で、売上金額を適正に申告していませんでした。

なお、国税庁は、X国の税務当局からの情報提供によって、海外銀行のA社代表者名義口座を把握しています。



(注) 共通報告基準 (CRS) の概要

各国の税務当局は、自国に所在する金融機関等から非居住者が保有する金融口座情報の報告を受け、租税条約等の情報交換規定に基づき、その非居住者の居住地国の税務当局に対しその情報を提供しています。

<主な調査事例>

	非 違 内 容	海外取引等に係る 申告漏れ所得金額
①	外国親会社との棚卸取引に係る独立企業間価格の算定誤り	約 11 億円
②	外国関係会社に対する事業支援金を経費科目に仮装	約 4 億円
③	海外の代表者名義口座を利用して事業譲渡収益を除外	約 1 億円

## Ⅱ 主要な取組

### 2-2 海外取引法人等に対する取組（源泉所得税）

# 海外取引に係る源泉徴収漏れ、 61億円を追徴

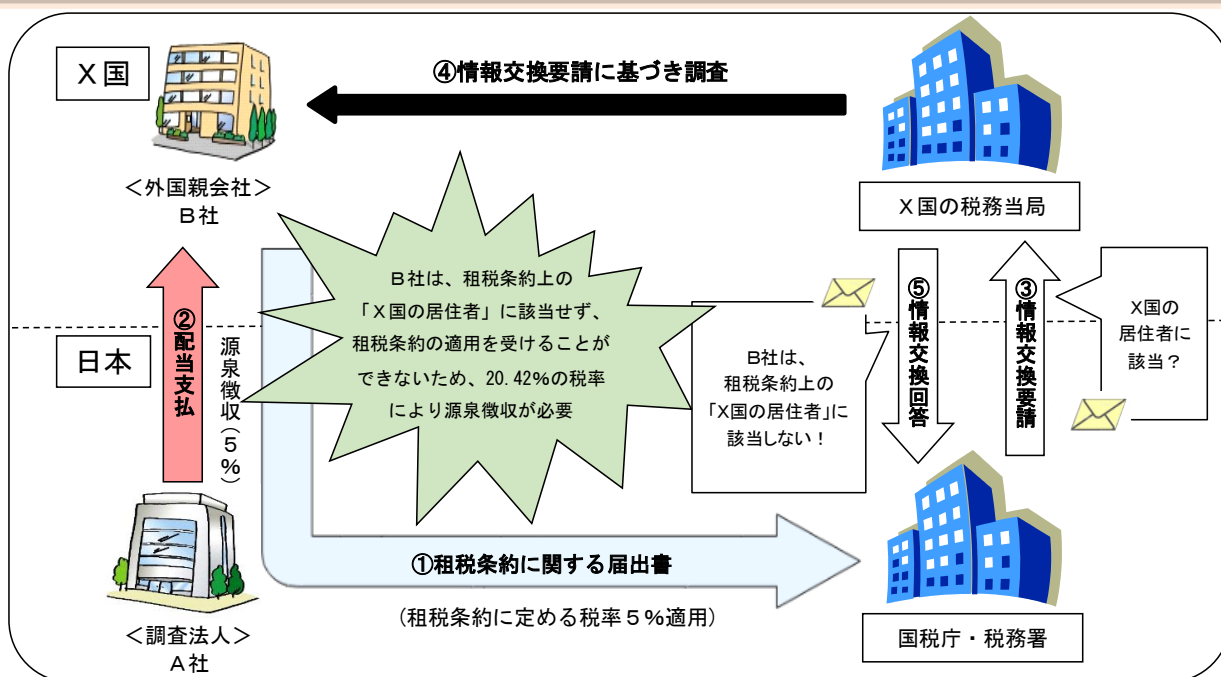
非居住者や外国法人に支払われる国内源泉所得については、  
国外送金等調書などの資料情報を活用し、厳正な調査を実施

※ 黒枠内の数字は、令和元事務年度の調査実績を集計しています。

＜源泉徴収漏れの例＞ ～租税条約等に基づく情報交換要請で取引の全貌を解明～

調査法人A社は、X国に所在する親会社B社に対する配当について、B社が租税条約上のX国の居住者に該当しないにもかかわらず、租税条約に定める税率5%で源泉徴収を行っていました（租税条約の適用がない場合、20.42%の税率で源泉徴収が必要。）。

なお、国税庁は、X国の税務当局に対して租税条約等に基づく情報交換要請を行い、B社は租税条約上のX国の居住者に該当せず、租税条約の適用がないことを把握しています。



(注1) 租税条約等に基づく情報交換の概要

租税条約等に基づく情報交換とは、納税者の取引などの税に関する情報を二国間の税務当局間で互いに提供しています。

(注2) 租税条約の規定（親子会社間の配当）

日本が締結している租税条約の中には、親子会社間の配当について、一定の要件を満たす場合に源泉地国における租税を軽減又は免税とする規定を設けているものがあります。この軽減又は免税の要件は、各国との租税条約によって異なります。

#### ＜主な調査事例＞

	非 違 内 容	追徴税額
①	非居住者等に支払った人的役務提供事業の対価に係る源泉徴収漏れ	約5千万円
②	非居住者等に支払った著作権使用料に係る源泉徴収漏れ	約5千万円

## Ⅱ 主要な取組

### 3 無申告法人に対する取組

# 無申告法人に対し116億円を追徴 (うち、不正計算があった法人に係る 追徴税額60億円)

無申告は、申告納税制度の根幹を揺るがすことになるため、  
資料情報の更なる収集・活用を図り、積極的に調査を実施

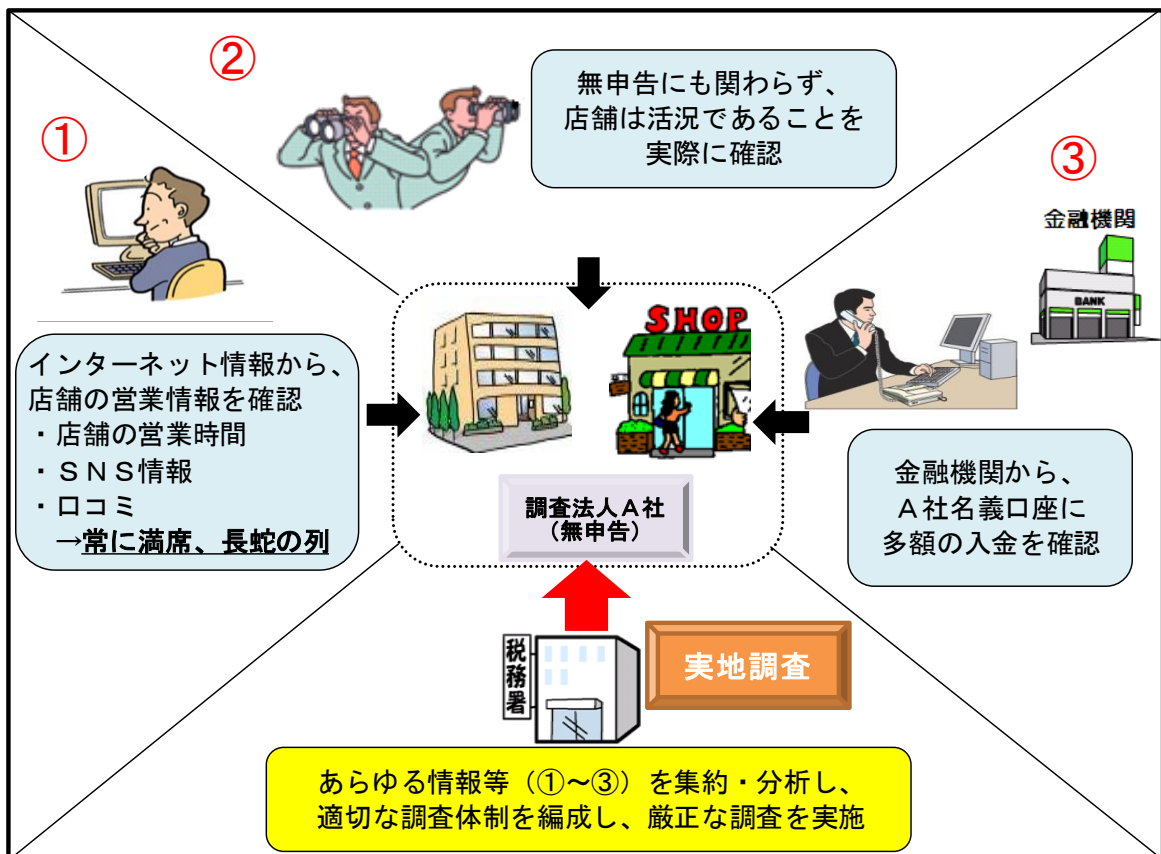
※ 黒枠内の数字は、令和元事務年度の調査実績（法人税及び消費税の追徴税額）を集計しています。

#### <主な不正の手口>

～インターネット情報等で事業実態を把握し、取引の全貌を解明～

調査法人A社は、店舗での営業で多額の収入を得ていましたが、申告義務があることを認識しながら、請求書等を破棄するとともに、申告を一切せず納税を免れていました。

なお、国税庁は、あらゆる角度から情報収集を行い、適正な申告をしていない法人を把握しています。



#### <主な調査事例>

	無申告の状況	追徴税額
①	多額の不動産売却収入について、契約書等を破棄するとともに売却代金を現金で受け取ることで取引を隠蔽	約1億円
②	建設機材の組立ての請負で得た多額の収入について、請求書等を破棄することで取引を隠蔽	約1億円



### Ⅲ 参考計表

#### 1 法人税・法人消費税等の調査事績

別表1：法人税の実地調査の状況

項目		事務年度等		平30		令元	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比		
実地調査件数	1	千件 99	% 101.3	千件 76	% 77.1		
非違があった件数	2	千件 74	% 101.8	千件 57	% 77.7		
うち不正計算があった件数	3	千件 21	% 101.4	千件 16	% 79.1		
申告漏れ所得金額	4	億円 13,813	% 138.2	億円 7,802	% 56.5		
うち不正所得金額	5	億円 2,887	% 99.9	億円 2,594	% 89.8		
調査による追徴税額	6	億円 1,943	% 99.8	億円 1,644	% 84.6		
うち加算税額	7	億円 306	% 101.8	億円 265	% 86.4		
不正発見割合(3/1)	8	% 21.1	ポイント 0.1	% 21.6	ポイント 0.5		
調査1件当たりの申告漏れ所得金額(4/1)	9	千円 13,965	% 136.4	千円 10,230	% 73.3		
不正1件当たりの不正所得金額(5/3)	10	千円 13,859	% 98.5	千円 15,731	% 113.5		
調査1件当たりの追徴税額(6/1)	11	千円 1,964	% 98.4	千円 2,156	% 109.7		

(注) 調査による追徴税額には地方法人税が含まれています。

## 別表 2

### (1) 不正発見割合の高い10業種（法人税）

順位	業種目	不正発見割合	不正1件当たりの不正所得金額	前年順位
1	バー・クラブ	63.5%	19,102千円	1
2	その他の飲食	42.9	13,079	4
3	外国料理	42.3	7,080	2
4	パチンコ	31.5	21,132	7
5	大衆酒場、小料理	30.8	11,116	3
6	自動車修理	30.7	4,126	5
7	土木工事	30.4	14,773	6
8	一般土木建築工事	29.1	13,716	9
9	貨物自動車運送	28.4	11,124	-
10	美容	28.3	9,797	-

### (2) 不正1件当たりの不正所得金額の大きな10業種（法人税）

順位	業種目	不正1件当たりの不正所得金額	不正発見割合	前年順位
1	その他の飲食料品小売	58,116千円	21.4%	-
2	電子機器製造	51,970	12.4	-
3	建売、土地売買	40,769	23.9	7
4	鉄鋼製造	38,745	14.6	-
5	不動産代理仲介	32,630	25.5	-
6	新聞、出版	31,978	9.9	-
7	再生資源卸売	28,908	24.8	9
8	くぎ、ボルト、ナット、綿材製品製造	27,638	11.9	-
9	その他の不動産	26,552	18.3	-
10	その他のサービス	26,026	17.2	-

別表 3 : 法人消費税の実地調査の状況

項目		事務年度等		平30		令元	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比		
実地調査件数	1	千件 95	% 101.4	千件 74	% 77.4		
非違があった件数	2	千件 56	% 100.6	千件 44	% 78.6		
うち不正計算があった件数	3	千件 16	% 101.5	千件 13	% 79.4		
調査による追徴税額	4	億円 800	% 106.9	億円 723	% 90.4		
うち不正計算に係る追徴税額	5	億円 233	% 99.7	億円 201	% 86.4		
調査1件当たりの追徴税額(4/1)	6	千円 838	% 105.4	千円 979	% 116.8		
不正1件当たりの追徴税額(5/3)	7	千円 1,448	% 98.2	千円 1,577	% 108.9		

(注) 調査による追徴税額には加算税及び地方消費税(譲渡割額)が含まれています。

別表 4 : 消費税還付申告法人に対する消費税の実地調査の状況

項目		事務年度等		平30		令元	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比		
実地調査件数	1	件 6,553	% 97.5	件 5,838	% 89.1		
非違があった件数	2	件 3,687	% 95.0	件 3,334	% 90.4		
うち不正計算があった件数	3	件 829	% 105.3	件 707	% 85.3		
調査による追徴税額	4	億円 175	% 67.9	億円 213	% 121.8		
うち不正計算に係る追徴税額	5	億円 47	% 80.4	億円 25	% 52.9		
調査1件当たりの追徴税額(4/1)	6	千円 2,664	% 69.7	千円 3,641	% 136.7		
不正1件当たりの追徴税額(5/3)	7	千円 5,658	% 76.3	千円 3,512	% 62.1		

(注) 調査による追徴税額には加算税及び地方消費税(譲渡割額)が含まれています。

別表5：海外取引等に係る調査等の状況（法人税）

(1) 海外取引法人等に係る実地調査の状況

項目		事務年度等		平30		令元	
				件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1			15,650	95.0	13,116	83.8
海外取引等に 係る非違があった件数	2			4,367	97.0	3,636	83.3
うち不正計算があった件数	3			646	92.8	497	76.9
海外取引等に 係る申告漏れ所得金額	4			6,968	189.9	2,411	34.6
うち不正所得金額	5			227	110.3	183	80.6

(注) 各計数には、次の(2)及び(3)の計数が含まれています。

(2) 外国子会社合算税制に係る実地調査の状況

項目		事務年度等		平30		令元	
				件数等	前年対比	件数等	前年対比
非違があった件数	1			71	131.5	65	91.5
申告漏れ所得金額	2			99	8.5	427	431.9

(3) 移転価格税制に係る実地調査の状況

項目		事務年度等		平30		令元	
				件数等	前年対比	件数等	前年対比
非違があった件数	1			257	144.4	212	82.5
申告漏れ所得金額	2			365	83.7	534	146.6

(4) 移転価格税制に係る事前確認の申出及び処理の状況

項目		事務年度等		平30		令元	
				件数	前年対比	件数	前年対比
申出件数	1			141	111.9	133	94.3
処理件数	2			118	103.5	107	90.7
繰越件数	3			423	105.8	449	106.1

別表6：無申告法人に対する実地調査の状況

項目		事務年度等	平30		令元	
			件数等	前年対比	件数等	前年対比
法人税	実地調査件数	1	件 2,683	% 103.5	件 1,962	% 73.1
	うち不正計算があった件数	2	件 488	% 112.2	件 414	% 84.8
	調査による追徴税額	3	百万円 7,595	% 151.4	百万円 6,372	% 83.9
	うち不正計算があった法人に係る追徴税額	4	百万円 4,337	% 160.2	百万円 4,145	% 95.6
消費税	実地調査件数	5	件 1,999	% 100.5	件 1,505	% 75.3
	うち不正計算があった件数	6	件 337	% 111.6	件 293	% 86.9
	調査による追徴税額	7	百万円 6,638	% 112.7	百万円 5,275	% 79.5
	うち不正計算があった法人に係る追徴税額	8	百万円 2,159	% 136.7	百万円 1,885	% 87.3
調査による追徴税額合計		9	百万円 14,233	% 130.5	百万円 11,647	% 81.8
うち不正計算があった法人に係る追徴税額		10	百万円 6,496	% 151.6	百万円 6,030	% 92.8

(注) 調査による追徴税額には加算税、地方法人税及び地方消費税(譲渡割額)が含まれています。

## 2 法人税・法人消費税等の調査事績《調査課所管法人》

別表1：法人税の実地調査の状況

項目		事務年度等		平30		令元	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比		
実地調査件数	1	2,422	95.4	2,088	86.2		
非違があった件数	2	1,954	94.2	1,751	89.6		
うち不正計算があった件数	3	359	90.0	315	87.7		
申告漏れ所得金額	4	8,553	181.0	3,202	37.4		
うち不正所得金額	5	182	96.0	123	67.7		
調査による追徴税額	6	804	97.7	598	74.5		
うち加算税額	7	90	99.6	66	73.5		
不正発見割合(3/1)	8	14.8	▲0.9	15.1	0.3		
調査1件当たりの申告漏れ所得金額(4/1)	9	353,153	189.7	153,346	43.4		
不正1件当たりの不正所得金額(5/3)	10	50,714	106.7	39,143	77.2		
調査1件当たりの追徴税額(6/1)	11	33,177	102.4	28,660	86.4		

(注) 調査による追徴税額には地方法人税が含まれています。

別表2：法人消費税の実地調査の状況

項目		事務年度等		平30		令元	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比		
実地調査件数	1	2,832	95.9	2,349	82.9		
非違があった件数	2	1,757	92.8	1,556	88.6		
うち不正計算があった件数	3	272	95.1	233	85.7		
調査による追徴税額	4	291	119.0	232	79.6		
うち不正計算に係る追徴税額	5	16	87.3	8	53.9		
調査1件当たりの追徴税額(4/1)	6	10,282	124.1	9,870	96.0		
不正1件当たりの追徴税額(5/3)	7	5,726	91.8	3,603	62.9		

(注) 調査による追徴税額には地方消費税(譲渡割額)が含まれています。

### 3 源泉所得税等の調査事績

別表1：実地調査の状況

項目		事務年度等		平30		令和元	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比		
源泉徴収義務者数(給与所得)	1	千件 3,532	% 99.9	千件 3,543	% 100.3		
実地調査件数	2	千件 116	% 100.4	千件 90	% 77.1		
非違があった件数	3	千件 36	% 100.6	千件 29	% 80.3		
うち重加算税適用件数	4	千件 4	% 102.6	千件 3	% 81.2		
調査による追徴税額	5	億円 370	% 121.8	億円 296	% 80.1		
うち重加算税適用追徴税額	6	億円 73	% 130.0	億円 75	% 102.5		
調査1件当たりの追徴税額	7	千円 319	% 121.3	千円 331	% 103.8		

(注) 調査による追徴税額には加算税及び復興特別所得税が含まれています。

(参考) 調査による追徴税額の状況

項目		事務年度等		平30		令和元	
		税額	前年対比	税額	前年対比		
本 税 額	給与所得	1	億円 217	% 125.7	億円 184	% 84.4	
	退職所得	2	3	81.4	3	94.8	
	利子所得等	3	0	57.6	2	478.5	
	配当所得	4	5	153.9	4	71.8	
	報酬料金等所得	5	13	86.6	12	88.9	
	非居住者等所得	6	94	120.2	61	64.7	
	計	7	333	121.6	264	79.3	
加算税額	8	37	123.8	32	86.9		
合計	9	370	121.8	296	80.1		

別表2：海外取引等に係る実地調査の状況（非居住者等所得）

項目		事務年度等		平30		令和元	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比		
非違があった件数	1	件 1,627	% 96.6	件 1,345	% 82.7		
調査による追徴本税額	2	百万円 9,408	% 120.2	百万円 6,089	% 64.7		

#### 4 公益法人等の調査事績

別表1：申告義務のある法人数

項目	事務年度等	平30		令元	
		件数	前年対比	件数	前年対比
公益法人等合計	1	38,768	102.4	39,684	102.4
宗教法人	2	13,577	100.6	13,627	100.4
財団・社団法人	3	15,327	105.1	16,067	104.8
社会福祉法人	4	2,368	103.0	2,456	103.7
学校法人	5	2,368	100.1	2,391	101.0
その他	6	5,128	100.4	5,143	100.3

(注) 申告義務のある法人数は、法人税法に定める収益事業に該当する事業を行う法人を集計しています。

別表2：法人税の実地調査の状況

項目	事務年度等	平30		令元	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	589	91.0	517	87.8
非違があった件数	2	347	91.6	273	78.7
うち不正計算があった件数	3	21	75.0	13	61.9
申告漏れ所得金額	4	7,385	41.9	8,929	120.9
うち不正所得金額	5	114	24.8	96	84.2
調査による追徴税額	6	901	28.2	1,610	178.7
不正発見割合(3/1)	7	3.6	▲0.7	2.5	▲1.1

(注) 調査による追徴税額には地方法人税が含まれています。

別表3：法人消費税の実地調査の状況

項目	事務年度等	平30		令元	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	429	86.7	403	93.9
非違があった件数	2	231	80.2	195	84.4
うち不正計算があった件数	3	9	64.3	7	77.8
調査による追徴税額	4	744	86.5	395	53.1
うち不正計算に係る追徴税額	5	2	6.9	12	600.0

(注) 調査による追徴税額には地方消費税(譲渡割額)が含まれています。



別表4：源泉徴収義務者数（給与所得）

項目	事務年度等	令和元年6月30日現在		令和2年6月30日現在	
		件数	前年対比	件数	前年対比
公益法人等合計	1	166,370 <sup>件</sup>	100.4 <sup>%</sup>	166,751 <sup>件</sup>	100.2 <sup>%</sup>
宗教法人	2	51,608	100.1	51,592	100.0
財団・社団法人	3	22,686	102.5	23,256	102.5
社会福祉法人	4	22,574	100.2	22,582	100.0
学校法人	5	8,120	99.6	8,108	99.9
その他	6	61,382	100.0	61,213	99.7

別表5：源泉所得税等の実地調査の状況

項目	事務年度等	平30		令元	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	4,082 <sup>件</sup>	98.5 <sup>%</sup>	3,578 <sup>件</sup>	87.7 <sup>%</sup>
非違があった件数	2	2,796 <sup>件</sup>	101.3 <sup>%</sup>	2,410 <sup>件</sup>	86.2 <sup>%</sup>
調査による追徴税額	3	1,942 <sup>百万円</sup>	92.7 <sup>%</sup>	2,242 <sup>百万円</sup>	115.4 <sup>%</sup>
非違割合(2/1)	4	68.5 <sup>%</sup>	1.9 <sup>ポイント</sup>	67.4 <sup>%</sup>	1.1 <sup>ポイント</sup> ▲

(注) 調査による追徴税額には加算税及び復興特別所得税が含まれています。